

シリーズ8

下水道のはなし

市では下水道建設に向けて、現在まで十五町内で説明会を開催してきました。
このコーナー、今回と次回に分けて、説明会で質問の多かった「受益者負担金」や「トイレの水洗化」などの問題について、質疑応答形式でお送りします。



受益者負担金

Q1 受益者負担金とはどういうものですか。

A 下水道が整備されることにより利益を受ける方々に、建設費の一部を負担していただくものです。これは、一度限りのものです。

Q2 「下水道の整備による利益」とはどんなことですか。

A 下水道が整備されると、トイレが水洗化されたり道路の側溝などによく見られるような、いわゆる「どぶ」がなくなるため、ハエやカの発生やいやなおいを防いだりと、未整備区域に比べて生活環境が著しく向上します。また、土地の利用価値が高まることなど、総合的な利益が考えられます。

Q3 下水道の整備は公費で行うべきだと思いますが、

A 通常、公共施設の整備は公費で賄われるものです。

が、下水道の場合、整備された区域の人のみが利益を受けることになりません。したがって、下水道の建設を公費だけで賄おうとすると、未整備区域の人たちとの間に不公平が生じることとなります。そこで負担の公平を図るため、受ける利益の一部を受益者負担金として公費に還元していただくのです。

Q4 土地の利用価値が高まる

A と言っても、今まで住んでいる人たちにとっては何ら変わることはないし、土地を売るつもりもないので、利益があるとは言えないのではないですか。

Q5 私は、土地を借りて家を

A 建てているのですが、受益者負担金は、下水道の整備に伴う一定の利益に着目して賦課されるものから、実際に土地の売買が行われなくても、整備された区域内の土地の便益性が増すことに変わりがないので、利益があると言えます。

益者負担金を払わなければならないのでしょうか。

A 受益者負担金は原則として、下水道整備区域内の土地所有者に負担していただきます。ただし、土地を半ば永住する意向で借りている場合などは、実際に下水道の利益を受けるのは借地人ですので、借地人が負担すべきものと考えます。

Q6 農地などにも受益者負担

A 金がかかるのですか。農地のように下水道が整備されても利益が生じないような土地については、宅地化するまで徴収を猶予することと考えています。徴収猶予、減免措置の基準については、今後十分に検討し、条例で定めることとなります。

Q7 浄化槽を設置していても、

A 受益者負担金を払わなければならないのですか。下水道が整備されると、浄化槽は不用となります。ですから、現在浄化槽を設置していても、受益者負担金をお願

いすることになります。

Q8 都市計画税を払っているのに、そのうえ受益者負担金を取るのは、二重取りではないのでしょうか。

A 受益者負担金とは、特定の事業(下水道)に要する費用の一部を、特定の受益者に、受益の関係に応じて負担していただくものです。一方都市計画税は、都市計画の用途地域内に住んでいる人であれば事業とは関係なく一律に、しかも受益の程度とは関係なく負担していただくものですので、基本的に性格を異にします。したがって、賦課の目的、対象、基準等が異なっていますので、二重取りとは言えません。

Q9 受益者負担金は、どのよう

A かに算出するのですか。土地の面積に、単位負担金額(一平方メートル当たりの単価)を乗じて算出します。

Q10 受益者負担金は、なぜ土

A 地の面積が対象となるのですか。下水道による利益は、土地の利用価値の増加です。受益の程度は土地の面積に比例すると言えます。仮に、建物の面積や家族数を基準とすると、これらの内容はいつ変化すると限らず、長期的に見て

非常に不安定なものと言えます。か

えって不公平な面がでてきます。ですから、土地の利用状況よりは土地の面積を基準にするほうが、公平な負担方法だと考えています。

Q11 単位負担金額は、いくら

A ぐらいになるのでしょうか。また、支払方法はどのようになるのですか。具体的な単位負担金額については、今後条例で定めることとなります。最近の他市の例を見ますと、三百五十円から四百五十円ぐらいになっています。支払方法については、できるだけ納付しやすいように、三年から五年程度の分割を考えています。

Q12 受益者負担金は、いつ

A ころ徴収されるのですか。徴収時期については現在検討中ですが、全国的に見ますと、供用開始の年度かその前年度に徴収しているところが多いようです。当市では、平成四年度に一部供用開始を予定していますので、早ければ平成三年度(供用開始の前年度)に、供用開始する区域の皆さんにお願いすることになります。

※下水道についてのお問い合わせは市下水道課 ☎49-3111 (内線600) <JUN>